

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年3月20日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員(m)	延長(m)
県道	白根黒埼線	新潟市南区菱潟字屋敷 298 番 2 地先から 新潟市南区菱潟字屋敷 327 番 9 地先まで	前	6.1~18.8	304.8
			後	6.1~16.0	289.0
県道	白根黒埼線	新潟市南区堀掛字中境 4406 番地先から 新潟市南区堀掛字堀掛 1554 番 1 地先まで	前	6.0~14.8	246.5
			後	6.0~14.8	246.5